

第 7 回
呉市・川尻町合併協議会
会 議 録

(平成15年7月29日)

呉市・川尻町合併協議会

第7回呉市・川尻町合併協議会会議録

と き 平成15年7月29日(火曜日)

ところ 呉市総合体育館 ミーティングルーム

出席委員

(呉市)

小笠原臣也
川崎初太郎
赤松俊彦
中田清和
下西幸雄
岩原 椋
石崎元成
岩城公順
梅河内秀登
馬場理子
平田久夫

(川尻町)

渡邊正弘
扇谷恒範
綿野成泰
三京玉男
大下淑光
倉田良美
花本康彦
河野温三
中舛京子
上治真一
北村正次
森川泰博

出席顧問

三上忠彦

説明員

芝山公英
佐々木 寛
藤吉悦男
前田幸治

会議に付した事件

(協議事項)

協議第18号 新市建設計画について(継続協議案件)

協議第33号 合併協定書について

午前10時 開会

芝山事務局長 皆様おはようございます。

まだお見えになっていらっしゃらない方もおられますが、時間も参りましたので、間もなく合併協議会を開会させていただきます。なお、森委員さんは本日は欠席ということで連絡がございましたので、申し添えておきます。

開会に先立ちまして、本協議会の会長でございます小笠原臣也呉市長よりごあいさつをいただきたいと存じます。よろしくお願いいいたします。

小笠原会長 皆さんおはようございます。

委員の皆様方におかれましては、また御臨席をいただきました広島県の三上呉地域事務所長さんにおかれましても、大変お忙しい中、本協議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

任意協から考えますと、たび重なる会合に御出席をいただき、また当然のこととはいえ、膨大な資料に基づく長時間にわたる協議あるいは調整に御努力をいただきまして今日まで運んで参りましたことに心から御礼を申し上げます。

前回までの協議会におきましてすべての協議項目について御確認をいただいたところでございますが、新市建設計画につきましては、広島県知事への協議が残っておりまして、前回の協議会終了後、広島県知事に正式協議をいたしまして、その回答をいただいたところでございます。

本日は、その内容を御確認いただき、建設計画を決定していただくということが一つございます。それから合併協定書案について、これまで協議し、確認をしていただいたことが盛り込んであるわけでございますが、これについて御確認をいただくこととなっております。

これまでいろいろ課題も多くありましたけれども、委員の皆様の誠意ある対応によりまして、それを一つずつ乗り越えて今日まで来たわけでございます。本日も皆様方の一層の御協力によって、すべての協議が前向きに終了しますことをお願い申し上げます。

本日の協議会におきまして、すべての協議項目について協議決定がなされますと、合併協議会は本日をもって終了するということになるわけでございます。いよいよ本当に最終の段階を迎えまして感慨もひとしおのものがあるわけでございますが、どうかひとつ御協力のほどお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

芝山事務局長 ありがとうございます。

続きまして、本協議会の副会長でございます渡邊正弘川尻町長よりごあいさつをいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

渡邊副会長 おはようございます。

いよいよ第7回ということでございまして、最終回を迎えたわけでございます。市長さんからもお話がありましたように、スムーズな協議に御協力をいただいたということを皆様方にお礼を申し上げたいと思います。

本日は今までやってきたことの再確認をさせていただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

芝山事務局長 ありがとうございます。

それでは、これ以降の進行につきましては、小笠原会長をお願いいたします。

小笠原会長 それでは、ただいまから第7回呉市・川尻町合併協議会を開会いたします。

本日の会議録署名者として、岩原委員と大下委員を指名いたします。よろしく願い申し上げます。

それでは、本日の議事に入ります。

前回からの継続協議案件で、広島県知事へ協議を行ってございました協議第18号「新市建設計画について」を議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 それでは、協議第18号「新市建設計画について」でございます。資料の「呉市・川尻町合併建設計画」を御覧いただきたいと思います。

これにつきましては、7月16日の第6回協議会におきまして、委員の皆様にご審議いただき、協議確認を受けたところでございます。この協議確認を受けまして、県知事に正式協議をしていたものでございます。

この建設計画につきましては、川尻町と呉市の合併後10年間のまちづくり振興を図るための計画書でございまして、非常に重要なものとなっております。

県におかれましては、この正式協議を受け、呉地域事務所合併推進会議において内容の審議、そして県の本部で本部幹事会を開かれております。そして、7月22日には県知事が本部長、副知事が副本部長でございます合併推進本部員会議を開かれまして、内容を審議されたとのことでございます。それで、県知事から特に意見なしということで、同意の正式な回答が得られたところでございます。

なお、回答の通知の写しを建設計画の1ページ前に資料として付けておりますので御覧いただければと思います。

また、このたびの県知事への正式協議に際し、一部字句の調整をしておりますけれども、基本的に前回委員の皆様にご審議していただき、確認していただいた内容及び事業に関しましては変更はございません。中身のまちづくり計画、特に具体的なまちづくり事業につきましては、15ページ以下に載せているとおりでございます。前回説明した内容と同じでございます。それと、具体的な事業箇所図につきましても、A3の資料で後ろへ載せさせていただいております。これも前回と同じでございます。

そして24ページには合併後の新市の10年間の財政計画ということで、歳入歳出同額で約8,709億円という数字を載せさせていただいております。年間約850億円から870億円余りの予算となっているものでございます。この間、投資的経費に占める割合は約16.9%となっているものでございます。

以上で、県知事からの正式回答を受けましたこの建設計画につきまして、再度御確認をいただきたいということで報告させていただきました。

以上でございます。

小笠原会長 ただいまの説明に御質疑なり御意見があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、本件につきましては委員の皆様の御承認をいただけたものとして決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、これまで協議していただきました協議結果を踏まえて作成いたしました合併協定書（案）について御審議いただきたいと存じます。

最後の協議事項となりますが、協議第33号「合併協定書について」を議題といたします。

事務局から本件の説明を願います。

佐々木事務局次長 それでは、協議第33号「合併協定書について」でございます。別紙の合併協定書（案）という資料を御覧いただきたいと思っております。

ことしの2月10日に第1回目の法定協議会を開きまして、以後、2月、5月、6月、7月と計6回にわたり合併に関する協議事項を協議して参りました。

協議の主な内容につきましては、合併に関する基本的な項目が15項目、住民の生活に影響がござい行政制度に関する項目が14項目、そして先ほど説明いたしました新市建設計画作成ということで、全項目30項目にわたりまして協議をして参ったところでございます。

それで、双方協議する中で合意に達した内容をまとめさせていただいたものが、この合併協定書（案）でございます。

1ページお開きください。1項目ずつ再度確認をいただきたいと思っております。

1番目の「合併の方式」についてでございますが、これにつきましては「川尻町の区域を呉市に編入する編入合併とする」ということでございます。

2番目の「合併の期日」につきましては「平成16年4月1日とする」ということでございます。

3番目の「財産及び公の施設の取扱い」については「町の財産及び公の施設は、すべて呉市に引き継ぐものとする」ということでございます。

そして、4番目の「議会の議員の定数及び任期の取扱い」につきましては、こちらに書いてありますように、「市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項の規定により、呉市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、川尻町の区域により選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は2人とする」ということをございまして、法律に基づきまして定数特例により2人を町区域から選出していただくという中身でございます。

それから、5番目の「農業委員会の取扱い」につきましては、「川尻町農業委員会は、呉市農業委員会に統合する」ということでございます。それと「市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定により、川尻町農業委員会の選挙による委員のうち2人に限り、呉市農業委員会の委員の残任期間、引き続き呉市農業委員会の選挙による委員として在任する」ということでございます。

それと、6番目の「地方税の取扱い」についてでございます。「地方税は、呉市の制度に統一する。ただし、両市町で税率の異なるものについては、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度は不均一課税を実施する」ということをございまして、平成16年から平成21年度の計6年度間を、従前の住民税で課税をしていくというものでございます。

7番目の「一般職の職員の身分の取扱い」についてでございます。これにつきましては、「川尻町の一般職の職員は、すべて呉市の職員として引き継ぐものとする」、また「職員の任免、給与その他身分の取扱いについては、呉市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとする」ということをございまして、これにつきましては、合併特例法第9条に身分保障の措置の条項がございますので、これに従っているものでございます。

8番目の「特別職の身分の取扱い」でございますが、「川尻町の特別職の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする」ということをございまして。

9番目の「行政組織機構の取扱い」につきましては、「川尻町役場は、支所とする。ただし、組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る」、また「川尻町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関のあり方については、必要により適切な措置を行うものとする」ということをございまして。

支所の機能につきましては、戸籍、住民票等の本来の支所業務と、住民の利便性確保及び地域振興を図る、そういった機能も当面残していくということと、それと町内にあります保育所とか学校、公民館等の各施設の運営にも十分対応した組織を町地域へ残していくということになるかと考えているものでございます。

1ページ開いていただきまして、2ページ目でございます。10番目の「一部事務組合の取扱い」でございますが、「川尻町が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、芸南衛生組合については、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする」ということをございまして、し尿処理を安浦町と一緒に対応しております芸南衛生組合につき

ましては、合併後も引き続き組合を残していくということでございます。

11番目の「使用料・手数料等の取扱い」でございますが、「使用料は、呉市の制度に統一するものとする。ただし、川尻町のコミュニティ関係、保健・福祉関係及び文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする」、また「手数料は、呉市の制度に統一するものとする」ということでございます。

12番目の「公共的団体等の取扱い」でございますが、「公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整を図るものとする」というものでございまして、一つ目としまして「両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める」、二つ目としまして「独自の目的を持った団体は、自主的な判断にゆだねる」、三つ目としまして「統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める」ということで調整の方向性をお示ししているものでございます。

13番目の「各種団体への補助金・交付金等の取扱い」についてでございます。「各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の経緯や実情に配慮した上で、新市において検討することとし、当面、次のとおり調整を図るものとする」と。一つ目としまして「両市町における同一または同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整に努める」、二つ目としまして「町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める」ということでございまして、段階的な経過措置も考えながら、速やかな移行を行ってまいりたいと考えているものでございます。

14番目としまして「町字名の取扱い」でございます。「川尻町の町字名については、川尻町の意向を尊重し、決定する」ということでございまして、既に町の方では方針を出されておりました、「豊田郡」を「呉市」に変更するというところでございます。

15番目の「慣行の取扱い」についてでございます。「慣行の取扱いについては、原則として呉市の制度に統一するものとする」ということでございます。

以上が合併に伴います基本的な事項でございまして、16番目以降につきましては、行政制度、各種事務事業の取扱いについてでございます。

これにつきましては、両市町で方針を決めまして、原則として呉市の制度を適用していく、または統一をしていくということでございます。ただし、従来からの経緯、実情を考慮しまして、住民生活に支障を来さないよう調整を図っていくという方針に基づいて協議して参ったところでございます。こういう基本的な考えに基づきまして、次のとおり決めさせていただいたものでございます。

16 - 1は「福祉制度の取扱い」、1ページ開いていただきまして、16 - 2「介護保険事業の取扱い」、16 - 3「国民健康保険事業の取扱い」、それと16 - 4の「保健・医療制度の取扱い」ということでございます。これにつきましては、呉市社会福祉協議会あるいは県の地域事務所と、市の保健所が連携しながら、また医師会等とも連携しながら、町にあります福祉センターあるいは保健センターを拠点として地域の保健・医療・福祉の充実を図っていきたいと考えているものでございまして、

そういう方針を出しているものでございます。

それと、介護保険料、国民健康保険料につきましては「呉市の基準に統一する」ということでございます。また保育料につきましても「呉市の基準に統一する」ということにしているものでございます。

次に、16 - 5「環境事業の取扱い」についてでございますが、先ほど説明しましたように、し尿の収集処理体制につきましては、芸南衛生組合を引き続き存続させまして、安浦町と共同処理をしていくということにしているものでございます。

それと、16 - 6「商工業・観光の振興」、16 - 7「農林水産業の振興」、16 - 8「まちづくり建設事業」、16 - 9「教育・文化・スポーツの振興」がでございます。それと、もう1ページ開いていただきまして、16 - 10「人権行政の取扱い」、16 - 11「コミュニティの振興等」ということがございます。これらにつきましては、瀬戸内海の自然と歴史を生かした観光振興、それと地元の商店街の振興あるいは商工業の振興を図っていくということと、特に自然豊かな国立公園野呂山やキャンプ場、伝統工芸の筆づくり、野呂山芸術村の開設など、自然と芸術・文化の薫る川尻として、生涯学習の場づくりも加味しました魅力あるまちづくりを引き続き進めていきたいと考えて方針を出しているものでございます。

また、500人ホールのベイノロホールや図書館、公民館を有します総合文化センター、それと温水プール、町民グラウンドを拠点としまして、引き続き生涯学習の充実や芸術・文化、スポーツの振興を図っていくということで、内容を書かせていただいているものでございます。

次に、16 - 12「水道事業の取扱い」、これにつきましては「川尻町の水道事業は、現行のとおり呉市が引き継ぐものとする」、それと「水道料金は、呉市の基準に統一するものとする」ということでございます。

16 - 13「下水道事業の取扱い」についてでございます。「川尻町の下水道事業は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、整備を図っていくものとする」、それと「下水道使用料は、呉市の基準に統一するものとする」ということでございます。また3点目としまして「下水道事業受益者負担金及び水洗便所改造資金貸付制度については、呉市の制度に統一するものとする」ということでございます。

次の16 - 14「消防・防災体制の整備」でございます。「川尻町地域の消防、救急・救助等については、呉市消防本部が所管するものとする」ということでございます。それと「川尻町の消防団は、全団員を呉市の消防団組織に統合し、再編整備を図っていくものとする」ということでございます。

以上、行政制度に関しまして、方向性を確認し、これをまとめさせていただいたものでございます。

なお、行政制度に関する個々具体的な制度の調整につきましては、別冊の行政制度調整調書で既にお示ししているとおりでございます。

次に、17番目の「新市建設計画」についてでございますが、県知事から同意の回答を得た経緯をもとに、先ほど協議事項として再度提案し確認されたところでございまして、これをそのまま協定書に載せさせていただいたものでございます。

以上のとおり、今までの合併協議会におきまして協議確認し、双方が合意に達し

た内容をもとに、協定書（案）としてまとめたものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、今後の日程でございますが、先ほど説明いたしました建設計画及びこの合併協定書（案）について委員の皆さんの御確認がいただければ、8月には合併の調印式、そして9月の定例議会には呉市、川尻町双方で合併に関する関連議案を議会に上程していくことになろうかと考えております。そして両議会で賛同が得られれば、県知事に合併申請を行っていくというような段取りになろうかと考えているものでございます。

以上で報告を終わります。

小笠原会長 ただいまの説明に御質疑なり御意見があればお願いいたします。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 特に御意見等がないようでございますので、一応もう一度お諮りいたします。

本件につきましては、御承認をいただけたものとして決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 御異議がございませんので、本協定書を決定させていただきます。

この協定書に基づきまして、先ほど事務局の方から説明いたしましたように、次は合併調印を執り行いたいと思っております。合併協定調印式は、8月12日火曜日午前10時より、呉市内のシティプラザ・カンコーにて開催させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で本日の協議事項はすべて終了いたしました。この際何か御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小笠原会長 それでは、閉会に当たりまして、中田委員、綿野委員それぞれごあいさつをいただきたいと存じます。

まず、中田委員、よろしくお願い申し上げます。

中田委員 本日は、皆さんお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本年の2月に法定協を設立して5か月余り、本当に慎重な御審議、また市民、町民を中心に、その市民、町民の思いを込めて御論議いただきましたことを、協議に参加させていただきまして一人として非常に感慨深いものがございます。

これから8月の調印、そしてさらには双方の議会、県の議会の承認、国の承認を

得て新呉市と、こういうことになるわけですが、新しい市になりましても、皆さん方との今までのつながりをより深くすることによりまして、一緒になった新しい市民のために約束を厳守していくつもりでございますので、今後ともよろしく御指導、御鞭撻くださいますように心からお願いをいたしまして、閉会の言葉にさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

小笠原会長 どうもありがとうございました。

続きまして、綿野委員、よろしくお願いいたします。

綿野委員 7回の法定協議会、大変長い時間にわたりいろいろと慎重に協議をしていただきまして、今はほっとしているのが実感でございます。これをもとに川尻町民も幸せな生活ができるべく、今後とも呉市の多大なる御協力と御理解を賜りたいと思います。

ただ1点だけ早くお願いしたいなと思っていることは、町民の声の中に、町民に直接関わってくることについては、細部にわたって早く報告をしてほしいということがあります。先日もある委員さんから、例えば支所の人数はどのようになるんだろうかという声もありました。確かに時間はかかると思いますけれども、そういう毛細血管の一番の端の問題につきましてもひとつ早目に御報告をお願い申し上げまして、また今後とも呉市、川尻町のますますの発展を祈念申し上げまして、7回目の法定協議会の終了のあいさつとさせていただきます。

小笠原会長 どうもありがとうございました。

それでは、私の方から会長として一言御礼を申し上げたいと思います。

先ほど開会に先立ってのごあいさつでも申し上げましたけれども、たび重なる会合と膨大な資料、あるいは時間をかけての御協議に、皆様方本当に情熱を持って、地域を愛する気持ちで取り組んでいただきまして、誠にありがとうございます。

また、顧問の三上呉地域事務所長さんにおかれましては、終始いろいろと御指導、御支援を賜りまして、誠にありがとうございました。

特に、川尻町の渡邊町長さん、あるいは綿野議長さんの強いリーダーシップのもとに、何とか良い方向に、お互いに良くなるようにしようという誠意ある対応をしていただきましたことを、改めて感謝申し上げる次第でございます。先ほど綿野議長の方から、より詳細にできるだけ早く住民が安心するような方向を具体的に示してほしいという話もありましたけれども、私どもも皆様方の誠意に応えて誠意ある対応を今後もして参りたいと思っていますところでございます。

どうか今後ともよろしくお願いを申し上げまして、そして本当に長い間御苦労さまでしたと申し上げて、ごあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、これもちまして呉市・川尻町合併協議会を閉会といたします。

ありがとうございました。

午前10時32分 閉会

以上、第7回呉市・川尻町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

呉市・川尻町合併協議会会長 小笠原 臣 也

呉市・川尻町合併協議会委員 岩 原 椋

呉市・川尻町合併協議会委員 大 下 淑 光